

[B]

指上ケ申蓮判(連)一札之事

一川浦御巢鷹山おすたかやま之義、前々ニ不あいかわらず相替かたく堅相守」可レ申事

右之通、御巢鷹山境間之内ニ而、猥みだりニ細木みぢきなり共「切申候ハ、

当人者不レ及、其組五人組共ニ所を御」(払い)はらひ被レ成候共、一言之

申分仕間敷候、為ニ後日、「高五百七拾石之大小百姓不レ残、一判

之分ニ組頭方」より、御巢守并ニ名主衆方江一札仕入置申、仍

而」てくだんのごとし如レ件

貞享三年丑ノ三月

岩水村

組頭

甚左衛門印

同

市右衛門印

御巢鷹見おすたかみ

六右衛門殿

川浦村

組頭

徳兵衛印

川浦村

山本

久兵衛殿

勘四郎(カ)印

岩水村

名主

宇右衛門殿

太兵衛印

十郎右衛門印

権之丞印

十兵衛印

文左衛門印

三郎兵衛印

六兵衛印

伊兵衛印

次左衛門印

佐次右衛門印

平兵衛印

惣百姓中印

茂右衛門印

長兵衛印